

島労発基 1110 第 2 号

令和 7 年 11 月 10 日

関 係 各 位

島根労働局長

(公印省略)

第 2 回化学物質管理強調月間の実施に伴う協力依頼について

労働安全衛生行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省におきましては、産業界における自律的な化学物質管理活動を推進するとともに、広く一般に職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図るため、令和 6 年度に化学物質管理強調月間を創設し、主唱しております。

今般、別添の「第 2 回化学物質管理強調月間実施要綱」に基づき、令和 8 年 2 月 1 日から 2 月 28 日までを化学物質管理強調月間として、

「 慣れた頃こそ再確認 化学物質の扱い方 」

をスローガンとし、全国一斉に積極的な活動を行うこととしました。

つきましては、この強調月間の趣旨を御理解いただき、傘下事業場等に対する周知等格段の御協力を賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。